

第 7 2 1 号  
平成26年 8 月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

規 則	番号	頁数
・天理市公印規則の一部を改正する規則	19	1
・天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	20	2
・中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則	21	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	217	11
・放置自転車等の保管について	218	11
・放置自転車等の保管について	219	12
・放置自転車等の保管について	220	12
・放置自転車等の保管について	221	12
・放置自転車等の保管について	222	13
・放置自転車等の保管について	223	13
・公示送達について	224	14
・放置自転車等の保管について	225	14
・放置自転車等の保管について	226	14
・放置自転車等の保管について	227	15
・公示送達について	228	15
・放置自転車等の保管について	229	15
・放置自転車等の保管について	230	16
・放置自転車等の保管について	231	16
・違反広告物の保管について	232	16
・放置自転車等の保管について	233	17
・放置自転車等の保管について	234	17
・放置自転車等の保管について	235	17
・放置自転車等の保管について	236	18
・大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧について	237	18
・放置自転車等の保管について	238	18

・放置自転車等の保管について	239	19
・放置自転車等の保管について	240	19
・放置自転車等の保管について	241	20
・住民票の職権消除について	242	20
・放置自転車等の保管について	243	20
・放置自転車等の保管について	244	21
・大和都市計画道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの縦覧について	245	21
・公示送達について	246	21
・放置自転車等の保管について	247	22
・放置自転車等の保管について	248	22
・放置自転車等の保管について	249	22
・放置自転車等の保管について	250	23
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	23	23
・農用地利用集積計画について	24	27
・一般競争入札について	25	27
・一般競争入札について	26	31
・地籍図原図及び地籍簿案の閲覧について	27	35
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	9	35
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	7	35
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	19	35
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	20	40
・一般競争入札について【公告】	21	40

## 規 則

(平成26年 7 月23日 揭示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

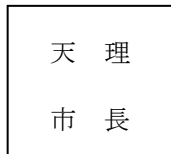
別表第1第3項を次のように改める。

3 市長認印

	名称	ひな型	書体	寸法 (mm)	個数	用途	公印管守課
1	市長認印	1	てん書	方6	1	住民基本台帳カード及び特別永住者証明書・在留カード用	市民課
		2	てん書	小判形 縦8、 横6	1	戸籍用	市民課
		3	てん書	円形 直径8	5	国民健康保険事務用	保険医療課
					5	医療証・受給資格証用	保険医療課
					3	介護保険事務用	介護福祉課
		4	てん書	円形 直径8	5	税務事務用	税務課
					5	収税事務用	収税課

別表第2第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1



附 則

この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

(平成26年 7 月23日 掲示済)

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（平成26年 3 月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年 7 月23日 掲示済)

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年 3 月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改める。

第8条に次の2項を加える。

- 2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、様式第23号によるものとする。

- 3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、様式第24号によるものとする。  
第9条中「様式第23号」を「様式第25号」に改める。  
第11条中「様式第24号」を「様式第26号」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(徴収金等支払申出書)
- 第12条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、様式第27号とする。  
様式第20号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。  
様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保  
護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の  
施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永  
住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものと  
された生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱います  
ので念のため申し添えます。

記

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項  
この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規  
定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、  
日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以  
下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会  
社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他  
の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた  
者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及  
び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める  
事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者  
であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げ  
る情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やか  
に、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した  
申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない  
特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 略

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状  
況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 略

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第22号 (第8条関係)

扶 養 届 書

天理市社会福祉事務所長 様

郵便番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

緊急の場合連絡 (してほしい・必要としない)

氏名 \_\_\_\_\_ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1. 精神的な支援について

※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問・電話・手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不 可
支援の開始時期	年 _____ 月 _____ から ・ 既に行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (㊟ _____ )

2. 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可 (理由: _____)
援助の開始時期	年 _____ 月 _____ から ・ 既に行っている
扶養の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____ 円送付する。 ②物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付する。 ③氏名 _____ を引き取る。 ④その他 _____

3. 健康保険扶養について (加入の保険が国民健康保険である場合は記載不要)

※会社員の健康保険は扶養家族の人数によって直接保険料が変わる事はありません。

(氏名 _____ ) について被扶養者として
認定されている・認定されていない・認定手続をとるつもり

4. 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	平均月収	
	本人					

氏名 \_\_\_\_\_ について

①税法上の扶養控除を受けている はい ・ いいえ

②会社等から家族手当を受けている はい ・ いいえ

(2) 資産の状況	有	①家屋	m <sup>2</sup> (坪)	②宅地	m <sup>2</sup> (坪)
	無	③田畑	m <sup>2</sup> (坪)	④山林等	m <sup>2</sup> (坪)
(3) 負債の状況	有	負債の内容	返済日(年)額	返済終了予定	
	無	その他	円	年 _____ 月 _____	

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、専業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

平成26年8月10日 日曜日

天理市公報

様式第24号を様式第26号とし、様式第23号を様式第25号とし、様式第22号の次に次の2様式を加える。

様式第23号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知に  
ついて

あなたの にご当たる さんに対して中国残留邦人の円滑な帰国  
の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による  
保護の開始を決定いたしますので法第14条第4項においてその例によるものと  
された生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の 申請があった日	

（参考）

- 法第14条第4項 この法律に特定の定めがある場合のほか、支援給付につ  
いては、生活保護法の規定の例による。
- 生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、  
その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため  
に活用することを要件として行われる。
- 第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助  
は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものと  
する。
- 生活保護法第24条第8項 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による  
扶養義務を履行していないと認められる場合において、保  
護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定  
めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して  
書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければ  
ならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない  
場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。  
第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する  
場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わ  
せることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められ  
る場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であるこ  
と、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控  
除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかである  
こと等を総合的に勘案して判断しています。

様式第24号 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく報告について (依頼)

あなたの 〇〇〇〇 さんに当たる 〇〇〇〇 さん(住所 〇〇〇〇)は中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)による支援給付を申請して(受けて)いますが、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、〇〇 年 〇 月 〇 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

(特記事項)

(担当者 〇〇〇)

(参考)

- 法第14条第4項 この法律に特定の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 生活保護法第24条第1項 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。



平成26年8月10日 日曜日

天理市公報

様式第26号の次に次の1様式を加える。

様式第27号（第12条関係）

中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊞

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの支援給付金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

(平成26年7月7日揭示済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年7月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年7月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年7月7日から平成26年9月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年7月8日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年7月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年7月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年7月8日から平成26年9月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 7 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 8 日
  - 3 移動対象区域  
天理市二階堂上ノ庄町 2 6 4 番地 2 先放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 8 日から平成26年 9 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 9 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 9 日から平成26年 9 月 6 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 10 日 掲 示 済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 10 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成26年 7 月10日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月10日から平成26年 9 月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月11日 掲示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月11日から平成26年 9 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月14日 掲示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月14日から平成26年 9 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月15日 掲示済)

天理市告示第224号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 7 月15日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 7 月15日 掲示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月15日から平成26年 9 月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月16日 掲示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月16日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 7 月16日から平成26年 9 月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで  
(以下 略)

(平成26年 7 月 16 日 掲 示 済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 16 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 16 日
  - 3 移動対象区域  
天理市杉本町34番地 1 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 16 日から平成26年 9 月 13 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 17 日 掲 示 済)

天理市告示第228号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 7 月 17 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 7 月 17 日 掲 示 済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 17 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月 17 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成26年 7 月17日から平成26年 9 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月18日 揭示済)

天理市告示第230号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月18日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 7 月18日から平成26年 9 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月22日 揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 7 月22日から平成26年 9 月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月23日 揭示済)

天理市告示第232号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

整理	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
----	----	----	----	------	-----	-------	------



番号							
1	(有)隆盛ホーム	立看板	1	櫛本町	H26. 6. 17	H26. 6. 18	市役所地下 駐車場
2	東新ハウジング	はり札	2	別所町	H26. 7. 3	H26. 7. 3	
3	メモリーホーム	はり札	2	前栽町	H26. 7. 3	H26. 7. 3	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001 (内線330)

(平成26年 7 月23日 掲示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月23日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月23日から平成26年 9 月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月23日 掲示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市富堂町260番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月23日から平成26年 9 月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月24日 掲示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月24日から平成26年 9 月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月25日揭示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月25日から平成26年 9 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月28日揭示済)

天理市告示第237号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成26年 7 月28日

天理市長 並 河 健

面 積	備 考
約65.86ha	地区数315か所

(平成26年 7 月28日揭示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 28 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 28 日から平成26年 9 月 25 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 29 日 揭示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月 29 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 29 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 29 日から平成26年 9 月 26 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 30 日 揭示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月 30 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月 30 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 30 日から平成26年 9 月 27 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで  
(以下 略)

(平成26年 7 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 30 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 7 月 30 日
  - 3 天理市柳本町 7 9 6 番地移動対象区域  
先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 30 日から平成26年 9 月 27 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第242号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第 8 条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 30 日

天理市長 並 河 健

記

- ・職権消除した年月日 平成26年 7 月 29 日
  - ・職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略
- この処分不服があるときは、住民基本台帳法第31条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。
- また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成26年 7 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 31 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月 31 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成26年 7 月 31 日から平成26年 9 月 28 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 7 月 31 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 7 月 31 日
- 3 天理市西長柄町 3 5 9 番地移動対象区域  
先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 7 月 31 日から平成26年 9 月 28 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 8 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 3・4・403号 勾田櫟本線	天理市櫛町
大和都市計画道路 3・4・408号 守目堂線	天理市守目堂町、丹波市町、田町
大和都市計画道路 3・5・400号 豊田公園線	天理市豊田町
大和都市計画道路 3・5・403号 豊井福住線	天理市布留町、豊井町

- 2 都市計画の縦覧場所  
天理市建設部まちづくり計画課

(平成26年 8 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第246号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年8月1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年8月1日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年8月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年8月1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年8月1日から平成26年9月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年8月1日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成26年8月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成26年7月31日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年8月1日から平成27年1月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年8月4日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年8月4日



天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年8月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年8月4日から平成26年10月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年8月5日揭示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年8月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年8月5日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年8月5日から平成26年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成26年7月10日揭示済)

天理市公告第23号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年7月10日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立前栽小学校 西校舎解体工事及びプール改修工事
- (2) 工事場所 天理市前栽町
- (3) 工事概要 既設西校舎棟解体工事  
既設プール改修工事  
既設渡り廊下改修工事  
解体工事に係る家屋調査
- (4) 工期 平成26年12月26日まで
- (5) 予定価格 124,794,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 112,314,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するものであって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)東畑建築事務所 大阪事務所  
住所 大阪府大阪市中央区高麗橋2-6-10

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入



札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 西校舎解体工事及びプール改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 7 月 10 日（木）から 平成26年 7 月 18 日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 7 月 10 日（木）から 平成26年 7 月 18 日（金）まで
質問書の提出期限	平成26年 7 月 23 日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 7 月 31 日（木）
質問書への回答日	平成26年 7 月 31 日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 8 月 4 日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 8 月 8 日（金）
入札書到着期限日	平成26年 8 月 19 日（火） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年 8 月 20 日（水） 午前 9 時 30 分
くじを行う場合の日時	平成26年 8 月 20 日（水） 午前 11 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(平成26年8月1日揭示済)

## 天理市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年8月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年8月4日揭示済)

## 天理市公告第25号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年8月4日

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-1号線外)
- (2) 工事場所 天理市 田部町地内
- (3) 工事概要 工事延長 L = 5 6 7 m  
 土工 1 式  
 道路側溝工 L = 4 6 5 m  
 街渠縁石工 1 式  
 集水柵 N = 1 4 箇所  
 管渠工 L = 6 9 m  
 路床改良 A = 1 9 7 0 m<sup>2</sup>  
 舗装工 A = 3 7 1 1 m<sup>2</sup>  
 整地工事 A = 9 3 0 0 m<sup>2</sup>  
 切盛土工 A = 7 1 0 0 m<sup>2</sup>  
 既設構造物撤去 1 式
- (4) 工期 平成27年3月25日まで
- (5) 予定価格 9 4, 7 2 1, 4 0 0 円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 8 3, 9 0 0, 8 8 0 円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設

部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

### 第3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

### 第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

### 第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を

行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-1号線外)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成26年 8 月 4 日（月）から 平成26年 8 月 18 日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成26年 8 月 4 日（月）から 平成26年 8 月 18 日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。 。
質問書の提出期限	平成26年 8 月 20 日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 8 月 25 日（月）
質問書への回答日	平成26年 8 月 25 日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 8 月 29 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 9 月 3 日（水）
入札書到着期限日	平成26年 9 月 10 日（水）
開札の日時	平成26年 9 月 11 日（木） 午前 9 時 30 分
くじを行う場合の日時	平成26年 9 月 11 日（木） 午前 11 時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(平成26年8月4日掲示済)

## 天理市公告第26号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年8月4日

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 山の辺第一工区 天理停車場線整備工事(その4)及び区画道路整備工事(6-10号線外)
- (2) 工事場所 天理市 田部町地内
- (3) 工事概要 山の辺第一工区 天理停車場線整備工事(その4)
- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 工事延長      | L = 66.28 m            |
| 歩車道境界ブロック | L = 122.0 m            |
| 植樹ブロック    | L = 65.0 m             |
| U型側溝      | L = 71.5 m             |
| 管渠        | L = 18.0 m             |
| 街渠        | L = 121.1 m            |
| 照明灯       | N = 3基                 |
| 舗装工(車道)   | A = 498 m <sup>2</sup> |
| 舗装工(歩道)   | A = 225 m <sup>2</sup> |
- 山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-10号線外)
- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 工事延長   | L = 71 m               |
| 路床盛土工  | A = 370 m <sup>2</sup> |
| 舗装     | A = 385 m <sup>2</sup> |
| U型側溝   | L = 71 m               |
| 重力式擁壁工 | 1式                     |
| 防護柵設置工 | 1式                     |
- 9街区整地
- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 掘削     | V = 3200 m <sup>3</sup> |
| 盛土     | V = 740 m <sup>3</sup>  |
| 場外残土運搬 | V = 2720 m <sup>3</sup> |
- (4) 工期 平成27年3月25日
- (5) 予定価格 37,439,280円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 33,028,560円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する
- ① 山の辺第一工区 天理停車場線整備工事(その4)
- ② 山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-10号線外)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成26年度)において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出

した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

### 第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

### 第8 開札日時及び場所



- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①及び②の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

山の辺第一工区 天理停車場線整備工事(その4) 及び山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-10号線外)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成26年8月4日（月）から 平成26年8月18日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成26年8月4日（月）から 平成26年8月18日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成26年8月20日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年8月25日（月）
質問書への回答日	平成26年8月25日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年8月29日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年9月3日（水）
入札書到着期限日	平成26年9月11日（木）
開札の日時	平成26年9月12日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年9月12日（金） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年 8 月 5 日 掲示済)

天理市公告第27号

天理市三島町地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市三島町地籍図原図  
天理市三島町地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成26年 8 月 5 日(火)から平成26年 8 月 25 日(月)まで  
(上記期間の内、8 月 23 日(土)、24 日(日)は閲覧業務を行いその他の土曜日、日曜日については行わない)
- 3 閲覧場所 天理市役所 3 階 3 3 2 会議室【但し、8 月 23 日(土)・24 日(日)は 1 階 1 3 1 会議室】
- 4 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

## 教育委員会

(平成26年 6 月 30 日 掲示済)

天教告示第 8 号

平成26年 7 月 4 日 午前 9 時 30 分から 7 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 6 月 30 日

天理市教育委員会  
委員長 前川 喜太郎

## 農業委員会

(平成26年 7 月 7 日 掲示済)

天農委告示第 7 号

平成26年 7 月 22 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 7 月 7 日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 役員の改選について

議案第 2 号 その他

## 公営企業

(平成26年 7 月 9 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第19号

一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成26年 7 月 9 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 杣之内浄水場更新設計業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市杣之内町
- (3) 業務概要 急速ろ過方式浄水場実施設計 (設計水量7,200m<sup>3</sup>/日)  
工種 急速ろ過池 1 式  
中央監視操作施設 1 式  
浄水池 1 式

薬品注入施設	1 式
送水ポンプ施設	1 式
自家発電施設	1 式
場内配管	1 式
受配電施設	1 式
管理本部	1 式
場内整備	1 式

- (4) 履行期限 平成27年 3 月31日まで  
(5) 予定価格 41,901,840円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
(6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。  
(7) 低入札失格基準価格 (以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して入札参加資格審査申請書 (測量及び建設コンサルタント等委託業務) を提出し建設コンサルタント (上水道部門) の登録を受けた業者 (奈良県内に本店又は営業所等 (当該営業所等が局に対する入札参加資格を有する者に限る。) を有する者) であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たしたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 過去15年以内 (平成11年 4 月 1 日から公告日まで。以下同じ。) に、上記、業務概要の工種 (場内整備を除く。) の内、2工種以上についての浄水場施設更新の実施設計業務を元請契約し、履行完了した実績 (県外にある本店・営業所等の実績も含む。) を有する者であること。(複数業務で、2工種以上の実績でも可とする。)
  - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑤ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件をすべて満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。
- ① 管理技術者は、技術士 (総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」) の資格を有する者で、過去15年以内に浄水場施設更新の実施設計業務の管理技術者又は照査技術者として従事し、履行完了した実績を有する者
  - ② 照査技術者は、技術士 (総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」) であり、過去15年以内に浄水場施設更新の実施設計業務の管理技術者又は照査技術者として従事し、履行完了した実績を有する者
  - ③ 担当技術者のうち建築担当者は、1級建築士の資格を有する者
  - ④ 管理技術者と照査技術者との兼務は不可とする。
  - ⑤ 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8558  
天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 総務課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1) に同じ。
- (3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法
- ① 提出期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
  - ② 提出場所 (1) に同じ。
  - ③ 提出部数 1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料 (以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。) の提出の期間、場所及び方法
- ① 提出期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
  - ② 提出場所 (1) に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部

- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 仕様書公開の日時及び場所
  - ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 場所 (1)に同じ。
- (6) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は提出の必要ありません。）
  - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 (1)に同じ。
  - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (7) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札書の到着期限日及び送付先
  - ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務課 行
- (10) 開札日時及び場所
  - ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 場所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局

#### 第4 競争入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### 第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
  - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。）を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者の決定するものとする。
  - ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

#### 第6 その他

- (1) 入札の失格等  
本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は失格又は無効とする。
- (2) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、競争入札参加者が2者未満となったとき又は開札時に競争入札参加者が2者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等  
落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除

#### 第7 入札公告の掲示場所

平成26年8月10日 日曜日

天理市公報

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

## 別表（入札日程）

杣之内浄水場更新設計業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 7 月 9 日（水）から 平成26年 7 月 17 日（木）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の 提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 7 月 10 日（木）から 平成26年 7 月 17 日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年 7 月 22 日（火）
質問書への回答日	平成26年 7 月 24 日（木）
入札書到着期限日	平成26年 7 月 30 日（水）
開札の日時	平成26年 7 月 31 日（木） 午前10時00分
競争入札参加資格確認書等の 提出（落札候補者になった者 のみ）	平成26年 8 月 1 日（金） 正午まで

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年 7 月 8 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第20号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 7 月 8 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 5 処理分区	杉本町の一部

(平成26年 8 月 5 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第21号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月 5 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 耐震補強基幹管路改良工事(11)
- (2) 工事場所 天理市川原城町地内
- (3) 工事概要
  - φ 300mm G X 形 鋳 鉄 管 布 設 工 L = 200.4m
  - φ 150mm G X 形 鋳 鉄 管 布 設 工 L = 4.7m
  - φ 100mm G X 形 鋳 鉄 管 布 設 工 L = 2.3m
  - φ 100mm 鋼 管 布 設 工 L = 2.8m
- (4) 工 期 平成26年12月19日まで
- (5) 予定価格 28,871,640円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

第 2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第 5 条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第 1 号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より 1 年 7 ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 局が平成26年 7 月 1 日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付が A 等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
  - ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1 名配置できること。ただし、請負代金の金額が 2 千 5 百万円以上となった場合は、専任で配置できること。
  - ① 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者



- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 仕様書公開の日時及び場所

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局総務課庶務係 行

(9) 開札日時及び場所

① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

(1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。

① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。

② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

(1) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

## 別表（入札日程）

耐震補強基幹管路改良工事(11)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年8月5日（火）から 平成26年8月18日（月）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年8月6日（水）から 平成26年8月18日（月）まで
質問書の提出期限	平成26年8月21日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年8月26日（火）
質問書への回答日	平成26年8月26日（火）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年9月1日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年9月5日（金）
入札書到着期限日	平成26年9月10日（水）
開札の日時	平成26年9月11日（木） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年9月11日（木） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。